

最高裁秘書第3004号

令和2年12月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

11月2日付け（同月5日受付、第020621号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

最高裁判所事件月表（令和2年9月分）（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

1. 最高裁判所事件月表（民事）

令和2年9月分

訟事務室統計係

新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済
総 数		179	156	178	513		318	299	379	996	19	735	697	709	2160	4392	3900
民事 総 数		149	129	151	429		266	269	328	863		630	567	590	1787	3738	3376
特別上告(テ) うち少額異議		1	2	2	5		7	7	11	25		5	2	3	10	70	66
(旧法)																	
上告(オ)	(新法)	47	42	48	137		67	58	88	213		195	204	199	598	1092	947
	(並行)	(45)	(38)	(45)	(128)		(59)	(53)	(79)	(191)		(180)	(186)	(184)	(550)	(976)	(848)
上 告 受 理		53	47	53	153		82	76	111	269		256	255	251	762	1352	1181
(受)	(並行)	(45)	(38)	(45)	(128)		(58)	(54)	(81)	(193)		(189)	(189)	(187)	(565)	(976)	(836)
(受理決定)		(2)	(1)		(3)		(1)	(3)	(2)	(6)		(12)	(4)	(4)	(20)	(31)	(17)
再審(訴訟)(ヤ)					1				1			2	2	4	8	16	10
特別抗告(ク)		34	30	34	98		43	38	32	113		88	45	75	208	842	764
	(並行)		(1)		(1)		(1)	(1)	(3)	(5)		(4)	(3)	(2)	(9)	(27)	(26)
許可抗告(許)			1	1			1	2	3	6		6	3	2	11	34	34
再審(抗告)(ヤ)		7	2	7	16		36	58	62	156		54	44	39	137	158	183
民 事 雜(マ)		5	5	7	17		30	29	21	80		24	12	17	53	174	191
行 政 総 数		30	27	27	84		52	30	51	133	19	105	130	119	373	654	524
特別上告(行テ)																	
(旧法)																	
上告(行ツ)	(新法)	10	9	10	29		12	8	12	32	17	36	39	43	135	236	172
	(並行)	(9)	(9)	(7)	(25)		(10)	(5)	(12)	(27)	(1)	(32)	(35)	(39)	(107)	(190)	(144)
上 告 受 理		13	12	13	38		15	9	16	40	2	46	54	53	155	269	228
(行ヒ)	(並行)	(9)	(9)	(7)	(25)		(10)	(5)	(12)	(27)	(1)	(32)	(35)	(39)	(107)	(190)	(145)
(受理決定)											(2)				(2)	(9)	(12)
再審(訴訟)(行ナ)																1	1
特別抗告(行ト)		4	4	3	11		5	3	4	12		8	5	6	19	74	62
	(並行)															(1)	(1)
許可抗告(行フ)																1	1
再審(抗告)(行ナ)		3	2	1	6		19	8	16	43		15	24	13	52	52	48
行政 雜(行ニ)							1	2	3	6		8	4	12	21	12	

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和2.10.16訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内で、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

[]数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和2年9月分

事件別	新 受					既 濟					未 濟					1月からの累計		
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済	
総 数		104	117	120	341		142	135	171	448		(67)	204	(60)	163	(66)	192	(193) 559
訴訟事件	総 数	47	48	50	145		61	66	82	209		(67)	161	(60)	128	(66)	157	(193) 446
	第一審判決に対するもの																	
	上告審の控訴審判決に対するもの	47	48	50	145		61	66	82	209		(67)	161	(60)	128	(66)	157	(193) 446
	うち裁判員開与																	
	非常上告	6	4	5	15		8	5	9	22		(11)	12	(16)	18	(11)	14	(38) 44
	再審																	
訴訟事件以外の事件	総 数	57	69	70	196		81	69	89	239		43	35	35	113	1772	1765	
	再審請求			3		3		2	2	1	5		3	4	2	9	21	20
	上告受理申立て			1		1			2	1	3						9	9
	法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告																	
	判決訂正申立て																	
	特別抗告申立て	31	33	30	94		44	39	46	129		32	15	14	61	921	909	
	医療観察再抗告	1		1	2			1	3	4		1	1	2	4	27	30	
	費用補償請求														1		1	
	上訴費用補償請求のあったもの																	
	刑事補償請求																	
刑事事件	訴訟費用免除申立て		1	2	7	10		9	3	6	18		1	2	3	76	81	
	刑事雜	24	30	32	86		26	22	32	80		7	13	15	35	716	715	
	没収の裁判の取消し上告事件																	

3. 上告事件の既済区分表

区分	法廷別	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計
民事上告	総 数		86	73	111	270
	判決					
	決定		86	73	111	270
	その他					
民事受理	総 数		97	85	127	309
	判決		1	3	2	6
	決定		96	82	125	303
	その他					
刑事上告	総 数		61	8	66	22
	判決				1	1
	決定		50	7	55	18
	その他		11	1	11	3

(注1) 刑事に関する計上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の()数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

令和2年9月分

4. 上告既済事件の審理期間表

法廷別 受理事務別	総数	受理年度別						審理期間別						
		2年	元年	30年	29年	28年	27年	2月以内	3月以内	6月以内	1年内	2年内	3年内	5年内
民事上告	総数	270	261	9				29	28	140	71	2		
	大法廷													
	第一小法廷	86	83	3				9	11	53	11	2		
	第二小法廷	73	70	3				10	3	31	29			
	第三小法廷	111	108	3				10	14	56	31			
民事受理	総数	309	290	18	1			7	25	169	102	6		
	大法廷													
	第一小法廷	97	94	3				1	11	66	18	1		
	第二小法廷	85	78	6	1			1	1	37	43	3		
	第三小法廷	127	118	9				5	13	66	41	2		
刑事上告	総数	209	204	2	3			55	71	67	12	3	1	
	うち裁判員関与	22	21		1			3	3	11	4		1	
	大法廷													
	うち裁判員関与													
	第一小法廷	61	61					19	22	17	3			
	うち裁判員関与	8	8					1	3	2	2			
	第二小法廷	66	62	2	2			25	20	15	3	3		
	うち裁判員関与	5	5					1		3	1			
	第三小法廷	82	81		1			11	29	35	6		1	
	うち裁判員関与	9	8		1			1		6	1		1	